

2026年3月27日

各位

会社名 株式会社フレンドリー
代表者名 代表取締役社長 八木 徹
(コード 8209 東証スタンダード)
問合せ先責任者 取締役営業本部長 小松 大介
(TEL 072-874-2747)

株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更の承認決議に関するお知らせ

当社は、2026年1月19日付で公表した「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更、並びに臨時株主総会及び種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」(以下「2026年1月19日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る各議案について、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)及び普通株主による種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は本日から2026年4月26日まで整理銘柄に指定された後、2026年4月27日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第1号議案(株式併合の件)

当社は、以下の内容の当社株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)について、本臨時株主総会及び本種類株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は2026年1月19日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

(1) 併合する株式の種類

普通株式

(2) 併合比率

当社株式 1,355,800 株を1株に併合いたします。

(3) 減少する発行済株式総数

普通株式 2,851,800 株

(4) 効力発生前における発行済株式総数

2,851,804 株(うち普通株式 2,851,802 株、A種優先株式1株、B種優先株式1株)

(注)効力発生前における発行済普通株式総数は、当社が2026年1月19日開催の取締役会において、2026年4月28日付で消却することを決議した、2025年12月31日現在当社が所有する自己株式数(3,897株)を除いた株式数を記載しております。

(5) 効力発生後における発行済株式総数

4株(うち普通株式2株、A種優先株式1株、B種優先株式1株)

(6) 効力発生日における発行可能株式総数

10 株(うち普通株式の発行可能種類株式総数8株、A種優先株式の発行可能種類株式総数1株、B種優先株式の発行可能種類株式総数1株)

(7) 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、株式会社ジョイフル(以下「ジョイフル」といいます。)以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数(会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。当該売却について、当社は、本株式併合が当社の株主をジョイフルのみとすることを目的とするものであること、また、当社株式が2026年4月27日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えらえることに鑑み、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、ジョイフルに売却することを予定しております。この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、本株式併合の効力発生日の前日である2026年4月29日の最終の当社の株主名簿においてジョイフル以外の株主の皆様が所有する当社株式の数の315円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。

2. 第2号議案(定款一部変更の件)

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会及び本種類株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、当該変更の内容の詳細は2026年1月19日付当社プレスリリースに記載のとおりです。また、当該定款変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2026年4月30日に効力が生じるものといたします。

- (1) 本株式併合の効力が生じた場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は10株(うち普通株式の発行可能種類株式総数8株、A種優先株式の発行可能種類株式総数1株、B種優先株式の発行可能種類株式総数1株)に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が生じることを条件として、定款第6条(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)を変更するものであります。
- (2) 本株式併合の効力が生じた場合には、当社の発行済株式総数は4株(うち普通株式2株、A種優先株式1株、B種優先株式1株)となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が生じることを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条(単元株式数)及び第9条(単元未満株式についての権利)の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- (3) 本株式併合の効力が生じた場合には、1株以上の当社株式を所有する者はジョイフルのみとなる予定であり、また、本株式併合の実施に伴い当社株式は上場廃止となるため、定時株主総会の基準日に係る規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が生じることを条件として、定款第13条(定時株主総会の基準日)及び第15条(株主総会参考書類等の電子提供措置)の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行い、また、定款第18条の2(種類株主総会)を変更するものであります。なお、当該変更の効力が生じた場合、2026年6月に開催を予定している定時株主総会につきましては、開催時点の株主をもって議決権を行使できる株主として取り扱う予定です。

3. 株式併合の日程

(1) 本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催日	2026年3月27日(金曜日)
(2) 整理銘柄指定日	2026年3月27日(金曜日)
(3) 当社株式の最終売買日	2026年4月24日(金曜日)(予定)
(4) 当社株式の上場廃止日	2026年4月27日(月曜日)(予定)
(5) 本株式併合の効力発生日	2026年4月30日(木曜日)(予定)

以 上